

別表

対象施設種別	交付対象施設等の区分	支援金額	交付要件
認可外保育施設	認可外保育施設 (定員60人以上)	1施設につき 355,000円	<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉法第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設（中核市所在施設及び居宅訪問型保育事業を除く）。 ○令和6年4月1日現在かつ申請日において、施設を運営していること。 ○認可外保育施設指導監督基準に従い、施設が適正に運営されていること。
	認可外保育施設 (定員20人以上59人以下)	1施設につき 190,000円	
	認可外保育施設 (定員19人以下)	1施設につき 70,000円	

※定員数は令和6年4月1日現在とする。